

被災者支援制度のご案内

(令和4年台風15号)



静岡市

(令和5年11月7日現在 第16版)

静岡市公式HP



情報は随時更新していきますので、
最新版についてはこちらで確認してください。

令和4年9月23日から24日にかけての台風15号で被害を受けた方々におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

この冊子は、被災された静岡市民の方々の生活復旧支援のための情報をまとめたものになります。

一日でも早い生活再建のための一助としていただければ幸いです。

- 1 り災証明書
- 2 住まい・暮らし
- 3 税金・保険料等
- 4 子ども・教育
- 5 事業者
- 6 各種相談窓口

※制度によっては、被害の状況や世帯収入の状況などの要件があります。

※各種制度の内容については、一覧表に記載されているそれぞれの担当課にお問い合わせください。

◆市民局生活安全安心課（☎ 054-221-1054）

1 かり災証明書

- 1-1. かり災証明書交付申請について・・・P 1

2 住まい・暮らし

- 2-1. 災害見舞金の支給について・・・P 2
2-2. 災害弔慰金の支給について・・・P 2
2-3. 被災者生活再建支援金の支給について・・・P 3
2-4. 災害障害見舞金の支給について・・・P 3
2-5. 【終了しました】災害援護資金の貸付について・・・P 4
2-6. 児童扶養手当の特別措置について・・・P 4
2-7. 母子父子寡婦福祉資金貸付金について・・・P 4
2-8. 住宅の応急修理等について・・・P 5
2-9. 災害ごみの処分について・・・P 8
2-10. 【終了しました】災害時防疫用薬剤配布について・・・P 8
2-11. 【終了しました】被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与について・・・P 9
2-12. 【終了しました】災害義援金について・・・P 9
2-13. 【終了しました】宅地内の土砂・がれき等の撤去について・・・P 10
2-14. 水道料金・下水道使用料について・・・P 10
2-15. 被災届出証明書について・・・P 12
2-16. 簡易水道料金について・・・P 13
2-17. 【終了しました】被災家屋等の公費解体制度について・・・P 14

3 税金・保険料等

- 3-1. 国民年金保険料の減免について・・・P 15
3-2. 【終了しました】国民健康保険の一部負担金及び保険料の減免について・・・P 15
3-3. 【終了しました】後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の減免について・・・P 15
3-4. 【終了しました】介護保険料の減免について・・・P 16
3-5. 市県民税の減免について・・・P 16
3-6. 納税の相談について・・・P 16
3-7. 【終了しました】固定資産税（土地・家屋・償却資産）の減免について・・・P 17
3-8. 市県民税の雑損控除について・・・P 17

4 子ども・教育

- 4-1. 【終了しました】保育料の減免について・・・P 18
4-2. 教育に関する制度について・・・P 18

5 事業者

- 5-1. 事業者への支援について・・・P 20
5-2. 【終了しました】農地等の復旧費用の一部補助について・・・P 23

6 各種相談窓口

- 6-1. 専門家による相談窓口・・・P 25
6-2. 災害ボランティアの依頼窓口・・・P 25
6-3. 静岡市社会福祉協議会による相談窓口・・・P 26
6-4. その他の相談窓口・・・P 26
6-5. 事業者への支援制度（融資等）について・・・P 29

1 り災証明書

1-1. り災証明書交付申請について

公的な被災者支援策（被災者生活再建支援金、災害援護資金貸付、税金や保険料の減免・猶予）などを受ける際に、り災証明書が必要になります。

項目	内容	問合せ先
□ り災証明書の発行	り災証明書の発行を行います。 暴風・豪雨・地震等の自然現象により被災した住家（お住まい）等の被害の程度を、市が調査し証明するものです。	【葵 区】 市民税課（葵区役所 2 階） 054-221-1032
	※申請場所等については、市ホームページまたは問合せ先へご確認ください。	【駿河区】 駿河税務センター （駿河区役所 2 階） 054-287-8669
	【手続きに必要なもの】 ・ り災証明交付申請書 ・ 本人確認書類（運転免許証等） ・ 委任状（代理申請の場合のみ）	【清水区】 清水市税事務所 （清水区役所 2 階） 054-354-2072

2 住まい・暮らし

2-1. 災害見舞金の支給について

項目	内容	問合せ先
□ 災害見舞金の支給	<p>静岡市災害見舞金の受付を行い、支給します。</p> <p>窓口へ直接、または郵送でお手続きください。世帯主の口座に振込させていただきます。</p> <p>※制度については、市民自治推進課（054-221-1265）へお問い合わせください。</p>	<p>【葵 区】 地域総務課（葵区役所 1 階） 054-221-1343</p>
	<p>【手続きに必要なもの】 （全壊・半壊・床上浸水）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主の本人確認書類（写し可） ・り災証明書（写し可） ・災害見舞金交付申出書【郵送用】 ・口座が確認できるもの（通帳の写し等） 	<p>【駿河区】 地域総務課（駿河区役所 3 階） 054-287-8697</p>
	<p>（便槽浸水）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・便槽浸水による災害見舞金交付申出書 ・世帯主の本人確認書類（写し可） ・臨時くみ取りが明記された領収書（写し） ・口座が確認できるもの（通帳の写し等） 	<p>【清水区】 地域総務課（清水区役所 4 階） 054-354-2024</p>

2-2. 災害弔慰金の支給について

項目	内容	問合せ先
□ 災害弔慰金の支給	<p>災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害弔慰金を支給します。</p> <p>※制度については、市民自治推進課（054-221-1265）へお問い合わせください。</p>	<p>【葵 区】 地域総務課（葵区役所 1 階） 054-221-1343</p>
		<p>【駿河区】 地域総務課（駿河区役所 3 階） 054-287-8697</p>
		<p>【清水区】 地域総務課（清水区役所 4 階） 054-354-2024 054-354-2170</p>

2-3. 被災者生活再建支援金の支給について

項目	内容	問合せ先
<input type="checkbox"/> <p>被災者生活再建支援金の支給</p> <p>■ 申込期限のお知らせ ■</p> <p>◆ 基礎支援金 令和5年10月23日 →令和6年10月22日に延長されました！</p> <p>◆ 加算支援金 令和7年10月22日</p> <p>※加算支援金は、基礎支援金受給世帯が対象です（中規模半壊除く）。</p>	<p>災害により居住する住居が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対する被災者生活再建支援金の申請を受け付けます。</p> <p>※制度については、市民自治推進課(054-221-1265)へお問い合わせください。</p> <p>【手続きに必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災証明書（原本） ・ 住民票 ・ 預金通帳の写し など 	<p>【葵 区】 地域総務課（葵区役所1階） 054-221-1343</p>
		<p>【駿河区】 地域総務課（駿河区役所3階） 054-287-8697</p>
		<p>【清水区】 地域総務課（清水区役所4階） 054-354-2024 054-354-2170</p>

2-4. 災害障害見舞金の支給について

項目	内容	問合せ先
<input type="checkbox"/> <p>災害障害見舞金の支給</p>	<p>災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。</p> <p>※制度については、市民自治推進課(054-221-1265)へお問い合わせください。</p> <p>【手続きに必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師の診断書 など 	<p>【葵 区】 地域総務課（葵区役所1階） 054-221-1343</p>
		<p>【駿河区】 地域総務課（駿河区役所3階） 054-287-8697</p>
		<p>【清水区】 地域総務課（清水区役所4階） 054-354-2024 054-354-2170</p>

2-5. 災害援護資金の貸付について

項目	内容	問合せ先
<input type="checkbox"/> 災害援護資金の貸付 ※終了しました。 (令和5年1月4日)	<p>災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。</p> <p>※所得制限があります。</p> <p>※制度については、市民自治推進課(054-221-1265)へお問い合わせください。</p> <p>【手続きに必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害援護資金借入申込書 ・り災証明書(原本) など <p>◆申込期限は令和5年1月4日です。</p>	【葵区】 地域総務課(葵区役所1階) 054-221-1343
		【駿河区】 地域総務課(駿河区役所3階) 054-287-8697
		【清水区】 地域総務課(清水区役所4階) 054-354-2024 054-354-2170

2-6. 児童扶養手当の特別措置について

項目	内容	問合せ先
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当の特別措置	<p>児童扶養手当の支給制限を受け、支給停止となっている方が、住宅等を2分の1以上被災された場合、所得制限を一時的に解除し、全額支給される場合があります。ご相談ください。</p> <p>※お住いの区の窓口で手続きをお願いします。</p> <p>【手続きに必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当被災状況書 ・り災証明書(写し可) 	【葵区】 子育て支援課(葵区役所2階) 054-221-1093
		【駿河区】 子育て支援課(駿河区役所2階) 054-202-5815
		【清水区】 子育て支援課(清水区役所1階) 054-354-2120

2-7. 母子父子寡婦福祉資金貸付金について

項目	内容	問合せ先
<input type="checkbox"/> 母子父子寡婦福祉資金貸付金	<p>母子父子寡婦福祉資金の貸付を受けている方が、災害により支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合は、支払い猶予期間を設けることができます。ご相談ください。</p> <p>※貸付を受けた区の窓口で手続きをお願いします。</p> <p>【手続きに必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書(写し可) 	【葵区】 子育て支援課(葵区役所2階) 054-221-1093
		【駿河区】 子育て支援課(駿河区役所2階) 054-202-5815
		【清水区】 子育て支援課(清水区役所1階) 054-354-2120

2-8. 住宅の応急修理等について

項目	内容	問合せ先
<p data-bbox="258 898 448 927">住宅の応急修理</p> <p data-bbox="204 1133 229 1162">□</p> <p data-bbox="258 1084 501 1301">災害救助法適用による「住宅の応急修理」は、令和5年9月22日をもって終了しました。</p> <p data-bbox="258 1413 501 1906">市の制度にて、救助期間内に災害救助法に基づく応急修理を申し込むことができなかったことについてやむを得ない特別な事情の方（世帯）を対象に「住宅の応急修理」を令和6年3月31日まで実施。</p>	<p data-bbox="528 293 979 645">日常生活に不可欠な部分の応急的な修理を行うことで、被害を受けた住宅で生活ができるよう支援する制度です。この制度は、対象となる応急修理工事に係る費用について市が直接修理業者に支払うものです。工事代金が精算後の場合は、制度の利用できません。</p> <p data-bbox="528 667 979 786">※修理工事は、原則、現状復旧が対象です。詳しくは建築指導課までお問い合わせください。</p> <p data-bbox="528 853 687 882">◆対象者要件</p> <ul data-bbox="528 904 979 1765" style="list-style-type: none"> ・次の1～3全ての要件を満たす世帯 1 次の（ア）から（オ）に掲げるいずれかの者のみで構成され、かつ救助期間内に災害救助法に基づく応急修理を申し込むことができなかったことについてやむを得ない特別な事情があると市長が認める世帯 <ul data-bbox="544 1227 979 1487" style="list-style-type: none"> （ア）75歳以上の方 （イ）未成年者 （ウ）要介護認定を受けている方 （エ）身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 （オ）その他の理由で困難な事情を抱えている方 2 災害証明書により準半壊、半壊の被害認定を受けた世帯で自らの資力では応急修理をすることができない方又は大規模半壊以上の方 3 令和6年3月31日までに応急修理を完了できる方 <p data-bbox="528 1832 979 1995">◆支援内容 準半壊は31万8千円、大規模半壊、半壊は65万5千円 ※全壊については、お問い合わせください。</p>	<p data-bbox="1010 808 1394 972">○問合せ・申込み先 【静岡庁舎】 建築指導課（静岡庁舎新館5階） 054-221-1371</p> <p data-bbox="1010 1133 1394 1301">○市ホームページ【応急修理】 申込用紙のダウンロード、制度について、詳しくはこちらをご覧ください。</p> <div data-bbox="1129 1361 1246 1473" style="text-align: center;">  </div>

□	災害復興住宅融資	<p>(1) 災害復興住宅融資 (2) 高齢者向け返済特例</p> <p>※融資の相談を受け付けます。建築指導課までお問い合わせください。</p>	<p>○相談申込み先 建築指導課（静岡庁舎新館 5 階） 054-221-1371</p> <p>○相談後の手続き先 住宅金融支援機構 0120-086-353（通話無料）</p>
□	<p>借上げ型応急住宅</p> <p>※終了しました。 (令和 5 年 1 月 20 日)</p>	<p>り災証明書により半壊以上の被害認定を受け、水害により自らの住家に居住できない世帯に対し、静岡県が民間の賃貸住宅を借り上げて、最長 2 年間応急仮設住宅として提供する制度です。</p> <p>◆県が負担する費用（家賃、管理費、共益費、礼金、修繕相当費、仲介手数料、損害保険料、入居時鍵等交換費）</p> <p>※原則、応急住宅支援金、住宅の応急修理及び障害物の除去制度との併用利用はできません。なお、住宅の応急修理については、条件により利用できる場合があります。</p> <p>【手続きに必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書（写し可） ・水害による被害状況がわかる写真 ・個人で賃貸契約済みの場合、その契約書の写し 等 	<p>住宅政策課（静岡庁舎新館 5 階） 054-221-1590</p>

<input type="checkbox"/>	<p>応急住宅支援金</p> <p>■ 申込期限のお知らせ ■ 令和6年3月29日(金)をもって終了します。</p> <p>※令和5年3月31日までに民間賃貸住宅(応急住宅)を退去された方の受付は終了しました。</p>	<p>り災証明書により床上浸水の被害認定を受けた世帯が一時的に民間賃貸住宅に入居した場合の家賃等の費用の一部を支援金として支給します。</p> <p>◆ 支援金の内容 家賃・管理費・共益費(3か月分まで)、礼金、仲介手数料</p> <p>※被災した住宅が自己所有の場合はさらに3か月の延長が可能です。</p> <p>※原則として令和5年9月30日までの家賃が対象となります。(被災した住宅の修理や建替え工事が9月末までに終わらない等の事情がある場合は、令和6年3月31日までの家賃が対象となります。)</p> <p>※借上げ型応急住宅との併用利用はできません。</p> <p>【手続きに必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賃貸借契約書の写し ・ り災証明書(写し可) 	<p>住宅政策課(静岡庁舎新館5階) 054-221-1590</p>
<input type="checkbox"/>	<p>公営住宅の提供</p>	<p>浸水等により自宅への居住が困難となった方に対して、市営住宅の空き室を一時的に貸し出します。</p> <p>ただし、貸し出す部屋には家電、生活用品などはありません。また、団地の指定はできず、申込みから入居まで日数がかかります。</p> <p>※詳細は、住宅政策課にお問い合わせください。</p> <p>【手続きに必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ り災証明書(写し可) ・ 住民票 	<p>○ 問合せ、申込み先 住宅政策課(静岡庁舎新館5階) 054-221-1132</p> <p>○ 手続き先 静岡市まちづくり公社 【葵区・駿河区】054-221-1253 【清水区】054-354-2238</p>

2-9. 災害ごみの処分について

項目	内容	問合せ先
<input type="checkbox"/> 災害ごみの処分	<p>浸水等により発生した災害ごみは、西ヶ谷・沼上の清掃工場へ、お持ち込みください。</p> <p>清掃工場への持ち込みが困難な方は、戸別収集の依頼も受け付けておりますので、WEB又は電話でお申し込みください。</p> <p>※可燃ごみは、通常どおり、週2回の可燃ごみの収集日に出してください。</p> <p>※清掃工場への持ち込みにあたってはマスク着用の上、身分証明書、り災証明書等をご提示ください。</p>	<p>○戸別収集に関すること 収集業務課(静岡庁舎新館 13 階) 054-221-1365</p> <p>沼上収集センター 054-264-1900</p> <p>清水収集センター 054-366-2751</p> <div data-bbox="1002 613 1246 790" style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> <p>WEB申込み</p>  </div> <p>○清掃工場への持込みについて</p> <p>沼上清掃工場 054-262-4015</p> <p>西ヶ谷清掃工場 054-296-0054</p> <p>【清掃工場受入時間】 平日：8時30分～12時、 13時～16時 土曜：8時30分～12時</p>

2-10. 災害時防疫用薬剤配布について

項目	内容	問合せ先
<input type="checkbox"/> 災害時防疫用薬剤の配布	<p>床上浸水した家屋に対し、原則自治会又は町内会を通し、市から消毒剤を提供します。自治会等に対応できない場合は直接お問い合わせください。</p> <p>【手続きに必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時防疫用薬剤提供要望書 <p>8時30分～17時15分(平日)</p> <p>※終了しました。 (令和4年10月31日)</p>	<p>※消毒方法等の相談は引き続き受け付けております。</p> <p>生活衛生課 (城東保健福祉エリア 保健所棟 2階) 054-249-3155</p>

2-11. 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与について

項目	内容	問合せ先
□ 生活必需品の給与 又は貸与 ※終了しました。 (令和5年1月31日)	<p>住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むのが困難となった方に対し、生活必需品を現物給与又は貸与します。</p> <p>【手続きに必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書（写し可） ・世帯全員の住民票（写し可） <p>【受付期間】</p> <p>令和5年1月31日（火）まで</p>	産業政策課（清水庁舎5階） 054-354-2313

2-12. 災害義援金について

項目	内容	問合せ先
□ 災害義援金の配分 ※申請受付及び配分は終了しました。 (令和5年2月28日 申請受付終了)	<p>静岡県及び静岡市で受け付けた義援金を、配分委員会で決定した内容に基づき、被害を受けた方に直接配分します。</p> <p>※配分委員会・配分額等の詳細については、静岡市HPをご覧ください。</p> <p>福祉総務課（054-221-1335）へお問い合わせください。</p>	<p>【葵区】</p> <p>生活支援課（葵区役所2階） 054-221-1080</p>
	<p>配分対象：全壊～一部損壊（床下浸水を除く）のり災証明書（住家）を取得した世帯主及び死亡、負傷を理由に静岡市災害見舞金を受け取った方</p>	<p>【駿河区】</p> <p>生活支援課（駿河区役所2階） 054-287-8656</p>
	<p>※申請受付及び配分は終了しました。</p> <p>追加配分の対象になる場合は、第1回・第2回配分時と同一の口座に振り込まれます（申請不要・振込通知はありません。）。</p>	<p>【清水区】</p> <p>生活支援課（清水区役所2階） 054-354-2205</p>

2-13. 宅地内の土砂・がれき等の撤去について

項目	内容	問合せ先
<input type="checkbox"/>	<p>宅地内の土砂・がれき等の撤去</p> <p>※終了しました。 (令和4年11月30日)</p>	<p>裏山の崩壊や河川の流入等により宅地に流れ込んだ土砂・がれき等を市が撤去します。</p> <p>宅地内土砂対策チーム (静岡庁舎新館7階) <電話受付>054-221-1627 <インターネット受付> https://logoform.jp/f/9Tj31</p>  <p>WEB 申込 QR コード</p>

2-14. 水道料金・下水道使用料について

項目	内容	問合せ先
<input type="checkbox"/>	<p>※(1)断水に対する減額対応は終了いたしました。 (令和5年3月1日)</p> <p>(1)水道施設の被災による断水</p> <p>①減額の対象者 水道施設の被災による断水区域のあった町字の使用者の方</p> <p>②減額の内訳 10月使用分のご請求金額から (ア)水道料金の基本料金1か月分 (イ)最大20m³分の水道料金</p> <p>③減額を行う請求月 ・11月検針(9・10月使用分)の方は12月 ・12月検針(10・11月使用分)の方は1月</p> <p>(2)浸水被害 ※令和5年3月1日以降に「り災証明書」が発行された方は、上下水道局へ申請が必要となります。 令和5年2月末までに発行された方は、自動的に減額されますので申請は不要です。減額されていない方は、問い合わせ先にご連絡ください</p>	<p>上下水道 お客様サービスセンター 054-251-1132</p>

		<p>い。</p> <p>※減額を受けることができるのは1回のみです。</p> <p>①減額の対象者 床上浸水、床下浸水の「り災証明書」が発行された方</p> <p>②減額の内訳 9～11月分のいずれかの使用分のご請求金額から（還付での対応） （ウ）最大5 m³分の水道料金 （エ）最大5 m³分の下水道使用料</p> <p>③減額を行う対象月 ・令和4年11月検針分（9・10月使用分） ・令和4年12月検針分（10・11月使用分）</p> <p>④手続き方法 ・発行された「り災証明書」のコピーを上下水道局へ郵送または*窓口へ持参してください。 ・「り災証明書」のコピーの余白部分に「水道使用場所」「水道使用者」「水道使用者との続柄（本人、配偶者等）」「電話番号」を記入してください。</p> <p>【郵送先】 〒420-0035 静岡市葵区七間町15-1 静岡市上下水道局お客様サービス課（3階）</p> <p>【受付窓口】 お客様サービス課（上下水道局3階） ／水道事務所（清水区役所6階）／ 葵サービス（葵区役所2階）／駿河サービス（駿河区役所3階）</p> <p>※還付する際は、別途通知を送付します。</p>	
--	--	--	--

2-15. 被災届出証明書について

項目	内容	問合せ先
□ 被災届出証明書	<p>被災届出証明書の発行を行います。 自然災害により動産(構築物、車両、家財等)に被害を受けたことについて届けた旨の証明をするものです。</p>	<p>【葵 区】 地域総務課 (葵区役所 1 階) 054-221-1343</p>
	<p>※この証明書は、被災の状況を市に届け出た事実を証明するものであり、被害の程度を証明するものではありません。</p> <p>※この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。</p>	<p>【駿河区】 地域総務課 (駿河区役所 3 階) 054-287-8697</p>
	<p>※制度については、市民自治推進課 (054-221-1265) へお問い合わせください。</p> <p>【手続きに必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災届出証明願 ・被害状況が分かる写真 (印刷された写真を提出 (返却なし)) ・届出者の本人確認書類 	<p>【清水区】 地域総務課 (清水区役所 4 階) 054-354-2170</p>

2-16. 簡易水道料金について

項目	内容	問合せ先
□	<p>簡易水道料金の減額 (井川・日向・坂ノ上)</p> <p>令和5年3月1日以降に「り災証明書」の発行を受けた方は、「り災証明書」のコピーを郵送またはご持参ください。</p> <p>令和5年2月末までに発行された方は、自動的に減額されますので申請は不要です。減額されていない方は、お問い合わせ先にご連絡ください。</p> <p>※減額の内容については別途通知いたします。</p> <p>※減額を受けることができるのは1回のみです。</p> <p>【浸水被害】</p> <p>(1) 減額の対象者 床上浸水、床下浸水の「り災証明書」が発行された方</p> <p>(2) 減額の内訳 10月使用分のご請求金額から最大5㎡分の簡易水道料金を減額</p> <p>〔提出先〕 〒421-2107 静岡市葵区門屋 99 番地 保健衛生医療課簡易水道係 (門屋浄水場内)</p>	<p>保健衛生医療課 簡易水道係 (門屋浄水場) 054-207-9470</p>

2-17. 被災家屋等の公費解体制度について

項目	内容	問合せ先
<input type="checkbox"/>	<p>被災家屋等の公費解体制度</p> <p>※終了しました。 (令和5年1月31日)</p>	<p>全壊の被害を受けた住家等について、所有者の申請に基づき、市が解体・撤去を実施します。</p> <p>◆対象要件</p> <p>次の全てを満たす家屋等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書により「全壊」の被害認定を受けた家屋等(り災証明書が発行されない場合にあつては、市が全壊相当と認め、かつ被災家屋等の倒壊による人的・物的被害が生じている又は生じるおそれがあるものと認めるもの)であること。 ・個人の住宅又は賃貸住宅若しくは事業所等(中小企業者に限る。)であること。 ・災害時において現に使用していたものであること。ただし、市長が倒壊による安全上の支障のおそれその他やむを得ない事情があるものとして認めるものを除きます。 <p>※制度詳細は、ごみ減量推進課へお問い合わせください。</p>

ごみ減量推進課
(静岡庁舎新館 13 階)
054-221-1075

3 税金・保険料等

3-1. 国民年金保険料の減免について

項目	内容	問合せ先
□ 国民年金保険料の減免	減免申請の相談、受付を行います。 ※どの区の窓口でも手続きできます。 【手続きに必要なもの】 ・り災証明書（写し可） ・身分証明書 など ・委任状（本人以外が手続きする場合） ※その他状況により必要となる書類がありますので別途ご案内します。	【葵 区】 保険年金課（葵区役所 1 階） 054-221-1065
		【駿河区】 保険年金課（駿河区役所 2 階） 054-287-8624
		【清水区】 保険年金課（清水区役所 1 階） 054-354-2134

3-2. 国民健康保険の一部負担金及び保険料の減免について

項目	内容	問合せ先
□ 国民健康保険の一部負担金及び保険料の減免	減免申請の相談、受付を行います。 ※お住いの区の窓口で手続きをお願いいたします。 【手続きに必要なもの】 ・り災証明書（写し可） ・身分証明書 など ※その他状況により必要となる書類がありますので別途ご案内します。 ※終了しました。 （令和 5 年 3 月 24 日） ※り災証明書などの書類は、後日の提出でも可能です。	【葵 区】 保険年金課（葵区役所 1 階） 054-221-1070
		【駿河区】 保険年金課（駿河区役所 2 階） 054-287-8612
		【清水区】 保険年金課（清水区役所 1 階） 054-354-2141

3-3. 後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の減免について

項目	内容	問合せ先
□ 後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の減免	減免申請の相談、受付を行います。 ※どの区の窓口でも手続きできます。 【手続きに必要なもの】 ・り災証明書（写し可） ・身分証明書 など ※その他状況により必要となる書類がありますので別途ご案内します。 ※終了しました。 （令和 5 年 5 月 24 日） ※り災証明書などの書類は、後日の提出でも可能です。	【葵 区】 保険年金課（葵区役所 1 階） 054-221-1070
		【駿河区】 保険年金課（駿河区役所 2 階） 054-287-8612
		【清水区】 保険年金課（清水区役所 1 階） 054-354-2208

3-4. 介護保険料の減免について

項目	内容	問合せ先
<input type="checkbox"/> 介護保険料の減免 ※終了しました。 (令和5年3月20日)	台風15号により被害を受け、その損害の程度により介護保険料が減免される場合があります。詳細についてはお問い合わせ下さい。どの区の窓口でも手続きできます。 【申請に必要なもの】 ・介護保険料減免申請書(添付書類) ・り災証明書(写し可) ・保険金等の補填がある場合、その金額が分かる書類 ※添付書類は後日提出でも可	【葵区】 高齢介護課(葵区役所2階) 054-221-1180
		【駿河区】 高齢介護課(駿河区役所2階) 054-287-8679
		【清水区】 高齢介護課(清水区役所1階) 054-354-2110

3-5. 市県民税の減免について

項目	内容	問合せ先
<input type="checkbox"/> 市県民税の減免	市県民税の減免に関する相談を伺います。 災害により被害を受け、生活が困窮するため、市・県民税の納付が極めて困難と認められる場合、減免されることがあります。 ※詳細については市ホームページまたは問い合わせ先へご確認ください。	【葵区】 市民税課(静岡庁舎新館2階) 054-221-1041
		【駿河区】 市民税課(静岡庁舎新館2階) 054-221-1542
		【清水区】 清水市税事務所(清水庁舎2階) 054-354-2072

3-6. 納税の相談について

項目	内容	問合せ先
<input type="checkbox"/> 納税の相談	災害により被害等を受け、納税が難しい場合は、ご相談ください。	【葵区】 納税課(静岡庁舎新館3階) 054-221-1035
		【駿河区】 納税課(静岡庁舎新館3階) 054-221-1531
		【清水区】 清水市税事務所(清水庁舎2階) 054-354-2092

3-7. 固定資産税（土地・家屋・償却資産）の減免について

項目	内容	問合せ先
<input type="checkbox"/> 固定資産税（土地・家屋・償却資産）の減免 ※終了しました。 （令和5年2月21日）	固定資産税の減免に関する相談を伺います。 災害により被害を受け、その損害の程度により固定資産税が減免される場合があります。 ※詳細については市ホームページまたは問い合わせ先へご確認ください。	【葵区】 固定資産税課 （静岡庁舎新館2階） 土地：054-221-1046 家屋：054-221-1047 償却資産：054-221-1048
		【駿河区】 固定資産税課 （静岡庁舎新館2階） 土地：054-221-1546 家屋：054-221-1547 償却資産：054-221-1048
		【清水区】 清水市税事務所（清水庁舎2階） 土地：054-354-2080 家屋：054-354-2082 固定資産税課 償却資産：054-221-1048

3-8. 市県民税の雑損控除について

項目	内容	問合せ先
<input type="checkbox"/> 市県民税の雑損控除	個人が所有する資産（住家、家財等）に損害を受けた場合には、確定申告（又は市県民税申告）を行うことで、個人の市民税・県民税の軽減措置を受けられる場合があります。 ※詳細については市ホームページまたは問い合わせ先へご確認ください。	【葵区】 市民税課（静岡庁舎新館2階） 054-221-1041
		【駿河区】 市民税課（静岡庁舎新館2階） 054-221-1542
		【清水区】 清水市税事務所（清水庁舎2階） 054-354-2072

4 子ども・教育

4-1. 保育料の減免について

項目	内容	問合せ先
<input type="checkbox"/> 保育料の減免 ※終了しました。 (令和5年3月31日)	<p>認定こども園、保育所、小規模・事業所内保育施設を利用する世帯について、災害により居住する建築物が著しい損害（全壊・半壊等）を受けた場合、利用者負担額（保育料）が減免される場合があります。ご相談ください。</p> <p>【提出期限】 令和4年12月16日（金） ※お通りの園を通してご案内しております。</p>	幼保支援課（清水庁舎9階） 054-354-2630

4-2. 教育に関する制度について

項目	内容	問合せ先
<input type="checkbox"/> 学用品の給与 ※終了しました。 (令和4年11月11日)	<p>小学校、中学校及び高等学校、特別支援学校等に就学している児童・生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）について、災害により居住する建築物が著しい損害（全壊・半壊・床上浸水等）を受けた場合、学用品の給付が受けられる場合があります。ご相談ください。</p> <p>【手続きに必要なもの】 ・り災証明書（写し可）</p>	申請の詳細については、在籍する学校へお問い合わせください。

□	高等学校授業料等減免措置	授業料の減免に関する申請手続きを行います。	在籍する高等学校へお問い合わせください。
□	高等教育修学支援新制度	<p>静岡看護専門学校及び清水看護専門学校に在籍する学生の日本学生支援機構給付・貸与奨学金（家計急変採用）の申請のとりまとめ及びそれに基づく授業料の減免手続きを行います。</p> <p>※被災により収入が大きく減少した方は、在籍する各学校にお問い合わせください。</p> <p>【手続きに必要なもの】</p> <p>・り災証明等（申請する奨学金によって必要書類が異なります。）</p>	<p>静岡看護専門学校 054-288-1230</p> <p>清水看護専門学校 054-336-1136</p>

5 事業者

5-1. 事業者への支援について

項目	内容	問合せ先
<input type="checkbox"/> 静岡県中小企業災害 対策資金	<p>台風 15 号により被害を受けた事業者の皆様の資金繰りを支援します。</p> <p>【融資対象者】 県内において、6ヶ月以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合であって、令和4年台風第15号に伴う災害の被害をうけたもの。</p> <p>【資金使途】 (1) 直接被害 ・災害復興に必要な設備資金 ・運転資金 (2) 間接被害 ・運転資金</p> <p>【融資限度額】 5,000万円</p> <p>【融資利率】 普通保証：年1.6% セーフティネット4号保証：年1.5%</p> <p>【保証料】 普通保証：年0.15%～1.3% セーフティネット4号保証：年0.0%又は0.6%</p> <p>【融資期間】 10年以内（据置期間1年以内）</p>	<p>【申込窓口】 取扱金融機関等</p> <p>【制度に関する問合せ】 静岡県 経済産業部 商工業局 商工金融課 054-221-2525</p>

□	<p>静岡市中小企業災害対策資金</p> <p>※終了しました。 (令和5年10月3日)</p>	<p>県災害対策資金への上乗せとなる利子補給制度です。</p> <p>【融資対象者】 以下すべてを満たす事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風15号に伴う災害により直接被害または間接被害を受け、静岡県の実施する「静岡県中小企業災害対策資金」を利用する事業者 ・静岡市内に事務所を有し、6か月以上同一事業を営んでいること ・申込み時点で納期の到来した市民税を完納していること <p>【申込み期間】 令和4年10月12日 ～令和5年10月3日</p> <p>※静岡県中小企業災害対策資金の取り扱い終了に伴い終了</p> <p>【県及び市利子補給後の融資利率】 3年目まで：年0% 4年目以降：年1.3%</p>	<p>【申込窓口】 取扱金融機関等</p> <p>【制度に関する問合せ】 産業振興課（清水庁舎5階） 054-354-2232</p>
□	<p>静岡市被災中小企業等支援金</p> <p>※終了しました。 (令和5年2月28日)</p>	<p>台風15号により被災を受けた中小企業者等に対する支援金です。</p> <p>【支援対象者】 以下すべてを満たす事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に事業所が所在すること。 ・市内に建物を所有又は使用し、事業等を行っていること。 ・下記のいずれかに合致すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 中小企業基本法及び中小企業等協同組合法に規定する会社・個人及び団体 イ 上記アに準じる非営利法人 <p>【支援内容】 一律10万円</p> <p>【手続きに必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災中小企業等支援金交付申請書 ・災証明書（主に非住家用、写し可） ・誓約書 ・請求書 	<p>【制度に関する問合せ】 静岡市被災中小企業等支援金支給チーム（清水庁舎5階） 054-354-2672</p> <p>【受付期間】 令和4年10月26日（水）から 令和5年2月28日（火）まで</p> <p>※受付締切 <郵送> 令和5年2月28日（火）必着 <電子申請> 令和5年2月28日（火）中 <持参> 令和5年2月28日（火） 17時15分まで</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・口座が確認できるもの（通帳の写し等） <p>※必要に応じて、他に書類を求める場合があります。</p>	
□	<p>静岡市被災中小企業 再建支援事業等補助 金</p>	<p>台風 15 号の豪雨により被害を受けた 市内中小企業者の被災した施設・設備 等の復旧に要する費用を支援します。</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡市に事業所を有する中小企業 者、小規模事業者で、業務用の施設、 設備等に被害を受け、り災証明書等の 交付を受けた者 ・静岡県が実施する「被災中小企業再 建支援事業費補助金」の交付確定を受 けた者 <p>【補助対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の修繕費 ・機械設備の修繕及び購入費 ・業務用車両の修繕及び購入費 ・清掃委託費、撤去費等 <p>※補助対象となる施設、設備、車両は 原則として資産計上されているもの に限ります。</p> <p>※既に着手済みの復旧経費も補助要 件を満たす場合は、発災時に遡って対 象経費とすることができます。</p> <p>【補助率等】</p> <p>対象経費の 3 / 4 以内（上限 100 万 円）</p> <p>申請者が中小企業者か小規模事業者 か、静岡県の補助金の対象かどうかで 補助率が異なります。</p> <p>補助金の詳細や、申請書類等は、市HP をご覧ください。</p>	<p>【問合せ】</p> <p>静岡市被災中小企業再建支援 事業等補助金 専用ダイヤル （清水庁舎 5 階） 054-354-2673</p> <p>【申請書郵送先】</p> <p>〒424-8701 静岡市清水区旭町 6 番 8 号 清水庁舎 5 階 産業政策課（被災中小企業再建 支援事業等補助金担当）</p> <p>【受付期間】</p> <p>令和 5 年 2 月 10 日（金）から 令和 5 年 12 月 28 日（木）まで</p>

5-2. 農地等の復旧費用の一部補助について

項目	内容	問合せ先
<input type="checkbox"/> 農地等災害復旧事業補助金 ※終了しました。 (令和5年5月31日)	<p>被災した農地及び農業用施設（水路、農道など）の復旧費用の一部を補助します。</p> <p>【補助対象者】 (1) 市内に農地等を所有又は借り受け営農し、今後も営農の意思のある農業者（団体含む） ※令和3年又は直近事業年度の確定申告等における農産物販売金額が50万円以上の者に限る (2) 上記条件を満たす農業者に農地等を貸している土地所有者</p> <p>【補助対象経費】 令和4年台風第15号により被害を受けた農地及び農業用施設（水路、農道等）の原形への復旧に要する費用（工事請負費、材料費、労務費、重機等の賃借料など） ※復旧費用の合計が税別10万円を超える場合が対象です。 ※農業用ハウスや倉庫等の再建・修繕、農業用・加工用機械の取得・修繕、種子・種苗、肥料等の購入費等は対象外です。 ※モノレールはレールのみが対象となります。</p> <p>【補助金額】 復旧費用の1/2以内（上限100万円） ※1人（1団体）につき1回のみ申請可 ※公共災害復旧事業等の他の補助事業の対象となるものを除く。</p>	<p>【事業に関するお問合せ】 農業政策課（清水庁舎6階） みかん・園芸・畜産係</p> <p>054-354-2097 お茶のまち推進係 054-354-2089</p>

		<p>【受付期間】</p> <p>令和5年2月28日（火）までの予定でしたが、期間を延長して受け付けています。</p> <p>今後申請する予定がある方は、令和5年5月31日（水）までに農業政策課へご連絡ください。</p> <p>※書類の申請手続きは復旧工事完了後となります。</p> <p>提出書類など詳しくは、市HPをご覧ください。</p>	
--	--	--	--

6 各種相談窓口

6-1. 専門家による相談窓口

項目	内容	問合せ先
専門家による 生活なんでも相談	<p>弁護士、司法書士、行政書士、建築士、税理士、公認会計士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、社会保険労務士、技術士といった専門家による無料相談を行います。</p> <p>「り災証明って何に使える?」「今後の生活が不安」「家の解体や修理はどうしたらいいの?」「災害で事業の経営が難しい」など被災された方の生活再建に関する相談や情報提供を行います。</p> <p>【参加団体】 静岡県災害対策士業連絡会</p> <p>【会場】 清水区役所 4階</p> <p>【開催日時】 令和5年1月11日(水)～終期末定</p> <p>平日：第2水曜日 10時～12時</p> <p>※令和5年11月から開催日が変更になります。</p> <p>【備考】 無料。事前申込み不要。</p> <p>※曜日や時間帯、場所が変更になることもあるため、最新情報を静岡市や静岡県弁護士会ホームページでご確認ください。</p> <p>※どなたでも(清水区以外の方も)ご相談いただけます。</p>	<p>【清水区】 地域総務課(清水区役所 4階) 区民生活係 054-354-2170</p>
		<p>生活安全安心課 (静岡庁舎 1階) 054-221-1054</p>

6-2. 災害ボランティアの依頼窓口

項目	内容	被災された方の問合せ先
災害ボランティア関係窓口	<p>災害ボランティアとのコーディネートのため、被災された方々のニーズを受け付けます。</p> <p>静岡市社会福祉協議会が設置する各区のボランティアセンターにご連絡をお願いします。</p> <p>【受付時間】 9時～17時(平日のみ)</p>	<p>【葵区にお住まいの方】 054-249-3183</p>
		<p>【駿河区にお住まいの方】 054-291-5288</p>
		<p>【清水区にお住まいの方】 054-371-0290</p>

6-3. 静岡市社会福祉協議会による相談窓口

項目	内容	問合せ先
生活福祉資金の貸付を含む生活困窮の相談	生活困窮者の総合相談 ※お住いの区の窓口にて手続きをお願いします。	【葵 区】 暮らし・しごと相談支援センター (城東保健福祉エリア内) 054-249-3210
		【駿河区】 暮らし・しごと相談支援センター (地域福祉共生センター「みなくる」内) 054-286-9550
		【清水区】 暮らし・しごと相談支援センター (清水社会福祉会館はーとぴあ清水内) 054-371-0305

6-4. その他の相談窓口

項目	内容	問合せ先
消費生活相談	商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付けます。 9時～16時(平日のみ)	静岡市消費生活センター 054-221-1056(相談専用) 【静岡窓口】 静岡庁舎1階 【清水窓口】 清水庁舎4階
女性のための総合相談	女性の相談員による電話相談を行います。 9時～13時、14時～17時(火・水・金) 14時～20時(木) 10時～13時(土)	相談専用ダイヤル 054-248-1234
にじいろ電話相談	性的マイノリティの方、多様な性について相談したい方の電話相談を行います。 14時～17時(毎月第2土曜日)	相談専用ダイヤル 054-248-2216
メンズはっとライン静岡	人間関係、暮らし、健康など男性の抱える悩みを電話でお聞きします。 19時～21時 (毎月第2・4火曜日(祝日除く))	相談専用ダイヤル 054-274-0105

人権相談	差別やいじめなどの人権侵害についての電話相談を行います。	「みんなの人権 110 番」 0570-003-110
	8 時 30 分～17 時 15 分（月～金曜日）	「こどもの人権 110 番」 0120-007-110
		「女性の人権ホットライン」 0570-070-810
多言語相談窓口	外国語や、やさしい日本語で、相談できます。 8 時 30 分～17 時 15 分（月～金曜日）	静岡市多文化共生総合相談センター 静岡庁舎 17 階 清水庁舎 2 階 駿河区役所 3 階（月曜のみ） 054-273-5931 または 054-354-2009
弁護士無料電話相談窓口	法律問題に限らず、困りごとや悩みがある方の電話相談を行います。 担当の弁護士が数日内に折り返し、無料で相談に応じます。 受付：10 時～12 時、13 時～16 時（平日）	静岡県弁護士会 （受付）054-204-1999
司法書士総合 相談センターしずおか	○司法書士による無料電話相談 相談センターの司法書士が、直接電話で対応します。 14 時～17 時（月～金曜日）	静岡県司法書士会 無料電話相談 054-289-3704
	○無料面談相談の予約 電話で司法書士との無料面談日時を予約できます。 予約受付時間：9 時～17 時（月～金曜日）	静岡県司法書士会 無料面談の予約 054-289-3700
り災証明書の交付申請 支援	被災された方で役所等に出向くことができず、「り災証明書」の交付申請の手続きができない方に代わり、一定の期間、り災証明書の交付申請支援を無料で行います。 受付：9 時 30 分～16 時 30 分（平日）	静岡県行政書士会 054-254-3003

<p>こころの健康に関する相談</p>	<p>災害をきっかけに眠れない、不安になる、落ち着かない等の心の悩みに対して専門職によるメンタルヘルス相談を行います。</p>	<p>こころの健康センター 054-262-3011</p>
<p>健康相談</p>	<p>妊産婦健康相談、育児相談、成人・高齢者健康相談など、保健師等による健康相談</p> <p>※最寄りの保健福祉センターへご相談ください。</p>	<p>【葵 区】 各保健福祉センター 城東 054-249-3180 東部 054-261-3311 北部 054-271-5131 藁科 054-277-6712</p> <p>【駿河区】 各保健福祉センター 南部 054-285-8111 大里 054-288-1111 長田 054-259-5112</p> <p>【清水区】 各保健福祉センター 清水 054-348-7711 蒲原(由比分館) 054-385-5670</p>
<p>栄養相談</p>	<p>管理栄養士による栄養相談(疾病予防等のための食生活に関する相談)</p> <p>※お住まいの区の健康支援課へご相談ください。</p>	<p>【葵 区】 健康支援課 054-249-3196</p> <p>【駿河区】 健康支援課 054-285-8377</p> <p>【清水区】 健康支援課 054-348-7981</p>
<p>歯科相談</p>	<p>歯科衛生士による歯科相談</p>	<p>口腔保健支援センター (城東保健福祉エリア) 054-249-3175</p>

□	自動車重量税の還付措置	<p>自動車検査証の有効期間内に自然災害（令和4年台風15号）により被害を受けて廃車となった被災自動車所有者の方は、自動車重量税が還付される場合があります。（自然災害が発生した日から5年以内に提出）</p> <p>詳しくは、国税庁ホームページまたは問い合わせ先へご確認ください。</p>	<p>【自動車の永久抹消登録等の手続き】</p> <p>静岡運輸支局（軽自動車を除く） 050-5540-2050</p> <p>（自動音声に続いて 037 をプッシュ）</p> <p>軽自動車検査協会静岡事務所 050-3816-1776</p>
		<p>《制度の案内》 《申請手続き案内》</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	<p>【自動車重量税の還付措置の内容】</p> <p>名古屋国税局消費税課諸税第一係 052-951-3511</p>

6-5. 事業者への支援制度（融資等）について

内容	問合せ先
<p>中小企業の融資や返済に関する相談</p> <p>※平日 9時～17時（12時～13時を除く）</p>	<p>静岡商工会議所</p> <p>【静岡事務所】 054-253-5113</p> <p>【清水事務所】 054-353-3402</p>
	<p>清水商工会</p> <p>【興津支所】 054-369-0431</p>
<p>中小企業の融資や返済などに関する相談</p>	<p>日本政策金融公庫静岡支店</p> <p>【国民生活事業】 0570-049824</p> <p>【農林水産事業】 054-205-6070</p> <p>【中小企業事業】 054-254-3631</p>
	<p>静岡県信用保証協会</p> <p>0120-783-507</p>
	<p>静岡県商工会連合会</p> <p>054-255-8080</p>
	<p>静岡県中小企業団体中央会</p> <p>054-254-1511</p>
	<p>静岡県よろず支援拠点</p> <p>054-253-5117</p>